

令和7年12月11日

独立行政法人地域医療機能推進機構

埼玉メディカルセンター

院長 児玉 隆夫

個人情報の紛失についてのお詫びとご報告

このたび、当院において患者様の個人情報を紛失する事案が発生いたしました。対象となった皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

詳細について、以下のとおりご報告いたします。

1. 概要

令和7年9月22日（月）12時45分頃、当センター健康管理センターの診察室において、人間ドック後の結果説明を行っていた医師が、病院で担当している患者様の情報を印刷した紙媒体（A4用紙1枚、以下「患者情報」という）を紛失したことに気付き、13時頃、医師より報告があったことにより判明しました。

医師は、診察室内で担当患者様の問い合わせに対応するため患者情報を所持し、閲覧後、所在不明となりました。

診察室またその周辺を捜索しましたが患者情報を発見することができなかつたことから、当日、医師が担当した健診者様（14名）へ誤配付されていないかの連絡を行い、全員に誤配付されていないことを確認しました。

また、健診後は診察室の個人情報の紙類についてシュレッダーで処理しているため、患者情報を廃棄した可能性があることから、裁断された紙を捜索しましたが、発見することができませんでした。

2. 患者情報に含まれていた個人情報の内容

- (1) 入院患者 11名 氏名・年齢・性別・当院の患者ID・疾患名・所見等
- (2) 外来患者等 13名 氏名・当院の患者ID・所見等

3. 主な対応

9月22日 資料を誤配付した可能性のある健診者様へ電話連絡を開始（11月5日までに14名全員に配付されていないことを確認）

9月22日 シュレッダーの裁断ごみを保管（10月17日までに捜索を完了し、患者情報は発見されなかった）

10月10日 患者情報の対象となったご本人またはご家族へ、対面または電話で説明・謝罪を開始（10月17日10時までに20名に連絡）

10月17日 対面または電話で連絡できなかった4名の方に対し、文書を郵送

10月23日 院内の個人情報保護等運営委員会開催（再発防止策の検討）

10月27日 院内の会議において職員に対し説明、注意喚起

4. 原因及び再発防止策

紛失の原因としては、ファイルやフォルダ等に入れずに個人情報を所持し、また、閲覧後に片付けることを怠った管理の不手際によるものと判断しました。

今回紛失した患者情報はいわゆる TO DO リストで、医師が適切な指示を出し、業務を遂行するためには必要なものであると考えられることから、資料を印刷すること自体は禁止せず、適切に管理できる方策を検討しました。

今後、以下の再発防止策を周知徹底するとともに、個人情報保護及び情報セキュリティに関する意識を高める研修を行い、再発防止に努めてまいります。

- (1) 個人情報の所持は必要最小限とし、使用目的に応じて、可能な限り個人の特定ができないよう加工を行う。
- (2) 個人情報を含む書類を所持する際は、紛失や混入を防ぐためにバインダー等に入れることを明文化する。
- (3) 健康管理センターの診察室内においては、病院業務に係る書類等については、健診業務の書類等に混入しないように診察室内に専用の収納場所を準備し、業務開始前に収納する。

5. 関係機関への報告

当事案については、疾患名などの「要配慮個人情報」が含まれていたため、当機構本部より国の個人情報保護委員会へ報告いたしました。

〈本件に関する問い合わせ先〉

埼玉メディカルセンター総務企画課長 益永

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和 4-9-3

電話番号 048-832-4951

Email soumu@saitama.jcho.go.jp